

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 長岡駅前城内ビル
所在地 長岡市城内町二丁目3番地1外
設置者 城内ビル株式会社ほか2者
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 出入口の数 10箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 出入口の数 8箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更を予定する年月日
 - (1) 平成26年1月26日（ただし、軽微変更と認められた場合はその日以降）
 - (2) 平成25年6月1日
- 4 変更の理由
共同平面駐車場No. 3を返却せざるを得ないため。
- 5 届出年月日
平成25年5月24日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成25年6月7日から平成25年10月7日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp